拡張保証パックご利用規約

2014年4月1日

第1条（本規約）

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、パナソニック株式会社 AVCネットワークス社 ITプロダクツ事業部（以下「当社」という）が提供する「拡張保証パック」（以下「本サービス」といいます）を利用する際の条件等について定めています。

本サービスは、当社がご利用者に別途知らせる登録確認書に記載の有効期間終了日までの間、対象機器に生じた突発的事故により発生した損害を、当社所定のサービス条件に基づいて補償するものです。

第2条（用語の定義）

本サービスにおいて、以下の用語は以下の意味として使用します。

「対象機器」とは、サービスプラスソリューション登録依頼書の機種品番・製造番号の項目に記載の機器をいいます。

※登録項目は、お客様情報（貴社名や住所等）・出荷日・機種品番・製造番号・設置先住所 となります。

第3条（補償内容について）

対象機器に生じた突発的事故により発生した損害を補償します。サービスの対象となるのは、本端末のサービス申込があり、本端末裏面に本サービスステッカーが貼付されている商品です。尚、サービスステッカーは再発行いたしませんので紛失されないようご注意してください。

本ご利用者は、本サービスのご利用に先立ち、本規約のすべてに同意し、それらを遵守することを条件として、本サービスを利用することができるものとします。

尚、当社は本規約を随時変更することがあります。本規約に変更の必要が生じた場合は、ご登録のメールアドレスへご連絡メールを配信または本サービス掲載サイトに掲載することにより変更できたものとし、当該連絡または掲載時点から効力を生じるものとします。

第4条（サービス範囲について）

本サービスは、日本国内において発生した突発的事故のみ有効です。

本サービスの対象となる損害は、以下の突発的事故（※）を原因とするものとなります。

※落下等の破損、水濡れ、天災（火災、落雷、台風・洪水）、盗難 （※盗難は、拡張保証パックプラスをご契約時に適用されます）

本サービスの対応は原則として引き取り保守となります。

本サービスの範囲は、商品を最初に購入されたお客様のみに適応されるもので、お客様が商品を譲渡、転売された第三者には適応されません。

第5条（本サービスの適用除外について）

本サービス期間内でも次の場合には適応除外となりますので、修理にあたっては原則として、有料にさせていただきます。

① 詐欺や横領、紛失や置忘れ
② 故意もしくは重大な過失、法令違反
③ ご利用者、または第三者の使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障または損傷
④ バッテリー・取扱説明書などの消耗品、対象商品に同梱されている周辺機器、対象商品に同梱以外の周辺機器、別途購入されたソフトウェア
⑤ 経年変化により機能に影響しない汚れや、傷・軽微な凹み・割れ・変色・さび・腐食などによる故障または損傷
⑥ 液晶画面の画素欠けや画素の常時点灯または使用に伴う経年変化としてこれらの事象が生じる場合
⑦ 戦争や武力行使、テロ行為、武装反乱その他類似する事変または暴動などによる故障または損傷
⑧ 差押えや没収・破壊等、国または公共団体の公権力の行使
⑨ 核燃料物質の放射性、爆発性、その他有害な特性
⑩ 天災（地震、噴火、津波）及び公害、塩害、ガス害（硫化ガスなど）、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障または損傷
⑪ ウイルスなどによる機能障害、ソフトウェアに起因する場合の障害
⑫ 修理における部品費用15万円を超過した場合は負担いただきます。その費用は見積を提示いたします。
⑬ その他当社が対象機器に関し付保する保険の免責事項に定めるもの

第6条（本サービス代金）

ご利用者は、本サービス利用料金として、当社所定のサービス代金を支払うものとします。

第7条（サービス有効期間）

本サービスの有効期間は、お客様の本端末ご購入日より最長5年間となります。

第8条（損害賠償について）

万一、本サービスに関連して当社の責に帰すべき事由により損害が発生した場合、当社の支払う損害賠償、費用の補償、その他一切の責任およびその合計額は、本サービスの対象となった対象商品の購入代金として、当社もしくは販売店が受領した合計額を上限とします。

第9条（解約）

1. ご利用者又は当社が、次の各号の一つに該当したときは、相手方は何等の催告を要せず、相手方への通知をもって直ちに本サービスを解約できるものとします。
① 本規約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
② 関係法令、もしくは本規約に違反し、又は著しい背信行為をしたとき
2. ご利用者又は当社が、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
3. ご利用者の責に帰すべき事由による本サービス中途解約によるサービス料金の返金は致しかねますので、ご了承願います。

第10条（機密保持）

1. ご利用者および当社は、本サービスの履行過程で知り得た情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として保持し、第三者に開示・漏洩しないものとします。ただし、法令又は裁判所等の公的機関の要請・命令等により開示を強制され、開示せざるを得ない場合は、この限りではありません。
2. ご利用者および当社は、本サービスが終了したとき、または相手方から秘密情報の返却・廃棄の請求を受けたとき、その他秘密情報が不要となった場合、秘密情報を速やかに相手方に返却または廃棄するものとします。なお、本条の義務は当該秘密情報を返還または廃棄した時点よりなお1年間存続するものとします。

第11条（合意裁判所）

ご利用者及び当社は、本サービスに関し訴訟の提起、調停の申立等が必要となった場合、大阪地方裁判所を専属的な第一審管轄裁判所とします。

第12条(協議事項)

本サービス内容の解釈に疑義が生じた場合は、ご利用者当社誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。